

佐田氏研究 (その一)

大隈米陽

(一) はしがき

この小文は私の郷里佐田村（現安心院町大字佐田）に中世時代地頭職として三百年間連綿繁栄した名門佐田氏の事を一応まとめて見たものである。佐田氏の居館、城趾、菩提寺趾が残っているのは勿論、その歴代古文書が約四百通現存しており、その中三百三十二通は真系である旧熊本細川藩士佐田秀隆氏が保管されています。

この古文書は明治の末、帝大史料編纂係に借覧され、その後熊大、広島大等の諸先生により研究され、又大正四年には宇佐郡津房村出身の史家尾立維孝氏により謄写出版され「宇都宮文書」として世に行われたが出版部数が二百部で現在では稀かんの書として図書館等でも中々見ることが出来ない。

私は大正十五年頃当地円照寺蔵の刊本を謄写して一本を所蔵しているが私の写本を故河野清実先生が更に写されたというエピソードもあり中世の郷土史研究には必見の史料である。

「宇都宮文書」巻頭の凡例によりますと「戦国の際郡中大小の理乱大抵佐田氏に関係せざるはなし。佐田氏は豊前の守護職宇都宮信房の裔にして、世々同国宇佐郡佐田荘に居る。十六世孫統綱に至て、天正十五年七月三日豊公其領地を没収して黒田孝高に与ふ、統綱乃ち浪人となり五郎右衛門と改名して大友義統に依る。文禄二年五月朔日義統朝鮮陣中に在りて国除かる。

是に於て統綱身を黒田長政に托す。慶長五年十月長政封を筑前に徒され細川忠興豊前國主となるに及んで元和元年九月其臣となり築城郡別府村越路村の内三百石を賜ふ。嫡孫宗琢寛永九年細川忠利に随ひ肥後に遷り子孫百五十石を領して士籍に列す。今主遠三郎遠景現に熊本市外黒髮村大字坪井五百五十四番地に住居し、信房以来の古文書を藏す。今茲三月（大正四年）就いて見る其数凡そ三百十二通装して十二軸となす。古色蒼然として好個の史料たり。

同族宇佐郡佐田村佐田友雄藏古文書二十通も併せて謄写し年次を逐て編纂し「宇都宮文書」と名付けて同宗京都郡前田村城井道太郎の需めに応じて印行せしむ、各文書の花押は最初の一紙に之を描写す。餘は省略に従ふ。巻首に宇都宮佐田氏の系図を掲げて以て觀覽の便に供す。各文書の時代、地名、人名及び関係事實を攻究して標注となす云々と由来を述べてありま

す。
尾立維孝氏には別に「宇佐郡地頭伝記」、「万丈白虹集」、「津房遺文」、「津房社寺考」、「宇佐郡古文書集」等の研究があり、二松学舎の出身丈あつて漢籍の素養深く、台湾総督府檢察官長を退官して錦雞間伺候仰付られ郷土史研究に専念されたが例の二松学舎講義録の發行責任者として渋谷榮一氏の「論語解義」は異色ある名講義として注目されたが筆をとられたのは尾立氏であつたと聞いている。

この文書は最近では史料編纂係輯集のものを更に全部田北学先生の「大友史料」中に採録されており更に「熊本県史料」として上梓される計画もあり、又「大分県史料」宇佐神宮文書、宇佐諸家文書中にも七十九通の宇都宮文書に洩れた佐田氏関係文書が採録されている。

地方の豪族が七百年も続いて現在に至つてゐる事すら異数とすべきであり、其上申世に於ける西南武將の興亡変遷を知る可き貴重な古文書を四百通も伝えているという事は宇佐神宮、大友氏とかの大寺社、名族とかは別として殆んど稀有の例である。佐田文書四百通の内容はその儘中世数百年間に於て大内氏、毛利氏対大友氏、足利氏対南朝方抗争の歴史であつて地方史研究の好資料のみではないのである。

私は特に郷土の地頭佐田氏の文書であるので原本に接したいと念願し佐田御遺族が広島で原爆に逢われたと承っていたので古文書も全滅したかと懸念していたが幸い疎開されていて無事だとの消息を確認していたので今年五月現住の防府市三田尻にお伺いして、昔年らの文書十二巻外に夥しい佐田氏伝来の資料を一応見せて戴いたのである。墨痕も鮮やかな古文書に接し得た感激も新なる儘、蕪文を綴つて貴重な本誌の余白を埋めさせて戴くことにした。私はもう一度三田尻にお伺いして全部の文書を写真撮影することを期し御快諾も得て目下準備を進めている。

(二) 中世郷土史概観

源頼朝が鎌倉に幕府を開き守護を置き地頭職を任命する事となつてから地頭なる地方豪族の存在が社会の表面に大寫しに浮び上つて来た。地頭とは莊園領主の汎称であるが、幕府の威令が薄らぎ、南北朝の争いが、戦国争乱の世となつてから宇佐郡の如きも所謂三十六人の地頭が家の子郎党を養い各村に蟠居して城柵を構え、耿々虎視、弱肉強食的修羅を演じていたのである。

延元元年足利尊氏が持明院の院宣を振りかざして九州に下向すると群小土豪皆其旗風に靡き上国に上り戦功をたてた。

興因元年征西將軍宮懷良親王が九州に下られると又しても争つて南朝方菊池氏の麾下に属すると云う状態で反覆常なき有様であつた。

応安四年大内氏豊前の守護に任ぜられ義弘が刈田に来陣して威を示すと宇佐郡三十六士は争うて之に降伏を余儀なくされ応永五年大友氏鑑自立して櫛を四方に伝えると又もや之に應ずるものあり、大内氏は兵を出し応永の頃より宇佐郡妙見嶽城に代將を置き本郡を統轄する事八代百数十年に及んだ。妙見嶽城の代將杉氏は東豊前を聘脱したのである。

然し豊後の大友氏の勢力強大となり漸次豊前に発展し宇佐郡は大友氏対大内氏、毛利氏両勢力の争覇の舞台となり天文三年大牟礼山の激戦となるのである。

弘治二年大友宗麟起つて毛利氏に対抗せんとし龍王城に臨み宇佐郡土豪をして臣礼を執らした。時勢は急転直下し織田、豊臣氏起り天下平定の大気運は漲り弱小孤立は不可能となり割拠は許されぬ事となり秀吉九州征伐後豊前八郡は黒田氏の領有となり、従前の豪族は滅亡を招き臣属を強いられ城池は没収され茲に群雄対峙時代は終りを告げ比較的統一の気運の充満する清明なる新時代が到来した。

宇佐郡三十六士も有為転変或は滅び或は新領主に仕官したが大部分は庄家として血統は今日に残っている。

佐田氏は豊前守護職宇都宮氏が一支族で宇佐郡三十六士の統領格として正徳三年十月四日附（鎌倉時代伏見天皇の紀元一九五〇年）執権北条貞時、北条宣時よりの下知状で宇都宮通房が佐田庄地頭職に任ぜられてより十六世統綱に至る天正十五年迄前後二九七年間或は大内氏に、或は大友氏に弓馬の礼をとりあらゆる戦争に出馬し京都以西に著聞した名族として聞えたのである。

(三) 豊前に於ける宇都宮氏

宇都宮氏はその初期に於て関東地方に蔓延つた名門であつたが豊前の守護職に任ぜられ下向豊前との關係が生じて以来四百年その族党は国中に繁榮して龍蟠虎踞して一大勢力となつた。されば天正十六年秀吉の命で黒田孝高が豊前六郡の領主に任ぜられ中津に入部し宇都宮鎮房及びその一党との抗争が始まり流石の黒田氏もその処置には手を焼き、毛利氏の救援によつてやつと結末をつけたのであるが当時の豊前の騷擾は想像以上であつたらしい。

宇都宮氏四百年間の史実についてはまだ纏つた研究がなされてないと云える。尚この本家一族は黒田氏に封滅されたのでその適確な史料も少く、その史実を闡明に纏める事は中々困難と思われる。太宰管内志、豊前志、郡誌、村史に部分的に記述がなされているが僅かに故稲葉倉吉先生が「豊前郷土史論集」にて宇都宮信房其他につき論攻を重ね最近岡爲造氏の「築上郡史」に稍々詳細な考察を加えていられるがそれによると宇都宮氏が源頼朝より豊前守護職に任ぜられたかどうかを決定づける史

料に乏しいとある。これは重大な問題である。従来宇都宮関係の史料として宇都宮記、城井闘争記、豊州治覧、豊前中津記等の俗書戦記からの引用が多く、根本史料である大日本史、東鑑等にも何等の記載がなく況んや当年の記録文書に適確な証明がないのは残念である。地頭職補任の文書等も残っていないのである。

太宰管内志、豊前志には宇都宮記を引き宇都宮氏は藤原姓で下野宇都宮の別当宗田の孫大和守信房が文治元年豊前国守護職に補せられ築上郡城井郷に居り子孫相続して十九世鎮房に至り天正十五年滅亡する迄豊前の大豪族として終始している。従つて記録文書の上から立証する事が現在困難であるにしても宇都宮氏以外に守護職に任ぜられた者は勿論ないのでこれ迄根拠とされた戦記俗書の説であるとして一概に抹殺する訳には行かないと思う。佐田家に伝つてゐる宇都宮一党の書上書を見ても豊前一円に蔓延つた地頭の姻族は二十人に近く殆ど一國を制圧している。黒田の智将と兵力を以てしても容易に宇都宮氏せん滅が出来なかつた筈である。渡辺重春の豊前志には宇都宮記、宇都宮系図を引いて一門興亡の有様を述べてあるし、稲葉氏は特に宇都宮初代信房の事蹟を発表されているが其中には東鑑を引用して鎌倉幕府の中に於て如何なる地位にあつたかを詳記してあるが評定衆として畠山、梶原、新田、北条、小山、佐々木等の重臣に伍して同列であつたとしている。東鑑に出てゐる建久六年二月頼朝が東大寺供養のため上洛しその五月更に大阪天王寺に参詣しているがその時の供奉人の中重なる者二十六人の一人として扈從しておるので宇都宮系図に見ゆる建久六年五月十六日天王寺参詣の時豊前守護職に任ぜられたとされているのは事実に近いものとしている。東鑑には例の貴賀井島の末家残党討伐で功績を立てている史料も多く宇都宮氏が関東に於ける源氏方として早くから勲功があつた事から常識的に守護職任命は動かないものとしてよいと思われる。

(四) 佐田氏略系

尾立氏編「宇都宮文書」の巻頭に藤原系図、宇都宮系図、佐田系図、古文書を参照して最も詳細な「藤原姓宇都宮佐田氏系図」を掲げてある。各歴代には一々古文書の裏付があるので尤も権威ある系図であるが若干遺漏がないでもない。

茲に略系図を掲げて補記したい。

藤原鎌足 — (此間十五世略す) — 宗圓 — 宗綱 — 信房 — 景房 — 信景 — 宗綱 — 信房 — 景房 — 信景

四世 通房 — 五世 頼房 — 六世 冬綱 — 七世 景綱 — 八世 親景 — 九世 盛景 — 十世 忠景 — 十一世 俊景

正応三年 依田莊地頭職となる — 豊前守護職 宇都宮城井氏 — 八世 親景 応永六年佐田莊に 青山城を築き城井 谷管通より移る

十二世 泰景 — 十三世 朝景 — 十四世 隆居 — 十五世 鎮綱 — 十六世 統綱 — 十七世 武員 — 十八世 宗琢 — (此間九代略す) — 細川氏の臣となる 兼木に移る

二八世 秀雄 — 二九世 秀隆 — 現津田口三田尻住 廣高相五銀行に勤務 廣島中學教諭

築上郡城井谷に木挽を構えた宇都宮の四代通房は建保元年五月二十四日城井郷に生る。從五位下、薩摩守、評定衆、法名尊寛、又可泉、正応三年十月四日始宇佐郡佐田莊地頭職と為る。建治元年二月二十六日卒。七十三才、母今出川相国公相女、とある。一世信房の項に建久六年五月十六日豊前守護職に補せられ仲津郡城井郷に居る。子孫或因城井氏と称す云々とあるが信房が豊前に下向土着したかどうか疑わしい。二世景房も三世信景も鎌倉に卒すとあつて四世通房に至つて始めて城井郷に下向したのではないか。

何れにせよ通房を佐田莊地頭職に補した鎌倉執権大仏宣時、北条貞時の下知状は次の通りである。

可令早前薩摩守 法師 尊寛 領三知

豊前国佐田莊地頭職 是立五郎左衛門尉 遠氏知行分 事

右為三同国安雲村替所二被三宛行一也者早

守三先例二可レ令三領掌二之状依レ御下知如レ件

正応三年十月四日

陸奥守平朝臣 花押

相模守平朝臣 花押

本文書は史料編纂係に借覽されており当年のものとして墨色、筆致等疑う余地なきものとされている。陸奥守は北条宣時で弘安十年に連署となり翌々正応二年二月に陸奥守に任ぜられている。相模守は北条貞時で弘安七年四月時宗歿して後七月執權となつてゐる。

この文書の内容は筑上郡安雲村の替所として佐田荘地頭職に任ずる旨を記してあるがその理由は判然しないが恐らく宇都宮氏は宇佐郡には荘園を持つていないので東豊後大友氏に対抗する必要があつて豊前の最東端の第一線基地たる佐田荘に入れる必要が伏在していたのではないかと思う。その証拠として八世親景の時応永六年築上郡管進より佐田荘青山に城を築いて移転する事になるのである。

通房が弘安の役前後に於て関東から豊前に下向したであろう事は田北孝先生が苦心編纂した「編年大友史料正和以前」の五二五頁―五四五頁の間にこの文書と共に尊覚法師即ち通房関係文書五通を挿入されてある。それは大日本古文書阿蘇神社文書三、四、五に載せてあるものである。

その中三通は沙弥尊覚より阿蘇大宮司宇治惟国に宛てたもので田北氏の註によれば、

正応二年十一月十五日、幕府、肥後阿蘇神社に劔及び神馬を進獻す、是日宇都宮通房入道尊覚、送文を附して之等を阿蘇大宮司惟国に送達す。

(異筆)「肥後國守護薩摩入道尊覚施行」御劔巻腰、神馬

(管足)

任例自関東被

(献諸)

一宮一候之間、当國

分

御劔、長履、神

馬鶴毛(送進候)□□□□可レ給_レ御請取_二候恐々(謔言)□□□□(弥)

十一月十五日

沙□□(花押は焼失せり)

(宇治惟國)阿蘇大宮司殿(異筆)「薩摩入道」(異筆)「到来正応三、十一、十九」

又正応三年二月廿三日、是より先、幕府阿蘇大宮司惟國に令して、異國降伏の祈禱を修ぜしむ、是日宇都宮通房入道尊覚此命令を遵行す。

異國降伏御祈事、去年十一月一日関東御教書、同十二月六日御施行、今年二月□□二日到来、右案文如レ此、早任_下被_レ仰下_二旨可レ被_レ抽_二精誠_一也、且可レ被_レ進_二其子細之語文_一□□仍執達如_レ件(候)

正応三年二月廿三日

沙弥(宇都宮通房入道尊覚)(花押)

又正応三年九月十日宇都宮入道尊覚、幕府の命により阿蘇神社に白布、上紙、紙袋等を進献し大宮司惟國をして祈禱を修ぜしむ。

(異筆)「さつまのうたう殿ほうそ」(奉書)

変異御祈事、今年□月廿一日、関東御教書如_レ此_此□任_下被_レ下_二之旨白布壹_一□、上紙壹帖、紙袋壹、献_レ之、且抽_二御祈禱之舟誠_一且可_レ進_二請文_一候、仍執達如_レ件

正応三年九月十日

沙弥(花押)

(宇治惟國)阿蘇大宮司殿(異筆)「薩摩入道」(異筆)

「到正応三、十一、四」

この三通は蒙古合戦後も引続き異國降伏の祈禱を各神社仏閣に修ぜしめたことを証するもので幕府の命で通房が阿蘇神社宮司に執達したものであるが肥後国守護とあるは注目すべきでないかと思う。

他の二通は弘安十年正月二十三日肥後国飽田南郷河尻大慈寺寄附地並びに橋修造の事に関して、北条業時、將軍の命を執権

北条貞時に執達したものである。

(英蔵和尚)

河尻左衛門尉源泰明

佐田祖宇都宮薩摩守入道法名尊覚
薩摩入道尊覚注進状披露候之処、聞召之由被

仰下候仍執達如レ件

(原本大仏宣時とあるも北条業時の誤記カ)
陸奥守(花押)

弘安十年正月廿三日

執権北条貞時

謹上 相模守殿

この文書陸奥守は北条業時らしい。但書原本には大仏宣時(マ、)とあるも註記にある北条業時が正しいと思う。弘安六年二月業時は連署に補せられ七年八月陸奥守に任ぜられ十年八月に卒している。

尋で宇都宮通房入道尊覚が書を大慈寺長老義尹に送っているが佐田氏系図に古文書二通は大慈禪寺に蔵する処であるが尊覚通房は佐田莊地頭職補任の御教書一通を自家に伝来しているので参考のため二通の按文を抄出するとある。

肥後国飽田南郷河尻大渡大慈禪寺長老義尹申、地頭泰明寄附地并橋修造事、今年正月廿三日関東御教書令三拜見一候畢、且

任三御教書之旨一可三存知一候、恐々謹言

弘安十年三月九日

尊覚
沙弥(花押)

大慈禪寺長老

吉川弘文館の「国史大辞典」に拠れば肥後国飽託郡元三村大字野田の大梁山大慈寺は曹洞宗に属し弘安元年道元の弟子寒巖が河尻左衛門佐泰明の帰依により之を創開し、釈迦、文珠、普賢の像を手刻して安置す。泰明師を崇敬し、境内四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇紫袈裟並びに勅額を賜い、官寺に列せられる。永正十七年兵燹に罹り、殿堂、樓閣過半焼失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る。元禄中熊本封内曹洞宗の総録所となし糧五十石を加賜す。明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尚お曹洞宗一方の大刹なり(肥後国志、銀台遺事)とある程の名刹であつた。即ちこの二通の文書は大慈寺草創当時の状況を立証する貴重資料であり宇都宮通房の当年に於ける声望

地位を併せ証する資料とも云える。

尚、平凡社「大人名事典」第二卷二一八頁に寒巖の伝が載せられてある。

寒巖かみがら(一、二一七—一、三〇〇)寒巖派若しくは法皇派の祖。建保五年に生る。諱は義尹。後鳥羽天皇の皇子とも云ひ、また順徳天皇の皇子ともいふ。十六歳の時比叡山にて薙髮受戒し、二十五歳、宇治の興聖寺に至りて道元に参じた。建長五年宋に航し、その翌六年一旦帰朝し、再び文永元年かの地に渡り、無外義遠、虚堂智愚、退耕源寧等に歴参し、携ふるところの「道元禪師語録」を示して、その校正を需めたといふ。文永四年帰朝したが、弘安三年河尻泰明らの帰依を受け、肥後の大渡に大慈寺を開創した。龜山法皇は寒巖の道誉を開き、その大慈寺を以て特に官寺に列し給うたといふ。正安二年八月二十一日歿。年八十四。門下より英衲輩出して、九州、東海、畿内の地にその宗風を張り、特に寒巖派若しくは法皇派と称するに至つた。なほ寒巖は大渡に大橋なきを憂ひ、自ら幹縁疏を作つて、四方にその資を募り、これを架して里民を感泣させたといふ。伝に「寒巖禪師略伝」等がある。

この伝によつて既掲二文書の内容が愈々明瞭となる許りでなく宇都宮通房が九州地方に雄視した豪族であつた確証ともなるのである。国史大辞典、姓氏家系大辞典等の宇都宮氏の項をみても関東地方、伊豫地方の宇都宮氏に就いては若干の記述があるが豊前の宇都宮氏に就いては甚だ明瞭でないのである。

以上通房について知り得た事を述べて甚だ横道へ外れたのであるが佐田氏歴代については宇都宮文書を参照して次回に詳記したいと思う。(以下次号)

正応三年佐田庄地頭職補任の古文書写真は之を略します。